

公告第30号

令和7年8月8日付けで、認可地縁団体である頃藤北・南区より地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月12日

太子町長 高 梨 哲 彦



1 認可地縁団体名称

頃藤北・南区

2 区域

大字頃藤のうち宮平、下宿、上宿、中宿、仲沢、長久保、新畑、川下及び奥丸並びに
大字下津原のうち山造

3 主たる事務所

茨城県久慈郡太子町頃藤5259

4 申請不動産に関する事項

地 目	面積	所在地
学校用地	791 m ²	頃藤字イゴカラ 3680

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
別紙のとおり

5 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は所有権を有
することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和7年8月12日から令和7年11月12日まで

7 異議を述べる方法

太子町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3
第3項の規定による申出書及び関係書類を提出すること。

8 申出書等提出先

太子町役場 総務課（茨城県久慈郡太子町北田気 662 番地） TEL 0295-72-1111